

分担金・拠出金の名称	エネルギー憲章条約(ECT)分担金	平成28年度 予算額	129,697千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty: ECT)				
国際機関の概要	ソ連の崩壊に伴い、1991年に旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進並びにエネルギー分野における企業活動(貿易及び投資)を世界的に促進すること等を宣言する「欧州エネルギー憲章」(政治宣言)が作成された。この憲章の内容を実施するための法的枠組みとして1994年12月「エネルギー憲章条約」が作成され、1998年4月に発効した。本条約の締約国は48か国とEU・ユーラトム。事務局所在地はブリュッセル(ベルギー)。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>●ECTはエネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野への投資の自由化・保護を図る上で重要な法的基盤を提供している。元々は旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野での協力を目的としていたが、ECTの近代化の一環として国際エネルギー憲章(エネルギー分野における国際協力を推進し、エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言)が2015年5月に採択され、72か国・機関(我が国も署名)しており(2016年6月現在)、その取組は欧州を越え、アジア、アフリカ等へも拡大している。</p> <p>●現在まで約650件のISD条項に基づく投資紛争仲裁のうち93件はECTを根拠として行われており、ISD条項に基づく投資紛争仲裁では法的根拠としてよく用いられている。また、93件中29件は最終的な裁定が出されており、その仲裁判定は他の仲裁事例の先例として引用される等投資仲裁では大きな影響力を有している。</p>				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>●ECTはエネルギー分野に限られた唯一の多国間投資協定であり、投資相手国のビジネス・投資環境の整備・改善を促し、日本関連企業の海外投資を保護する観点からも極めて重要である。実際にECTを根拠とした投資仲裁93件のうち2件は日本関連企業が提起しており、日本企業の海外エネルギー権益確保の紛争処理対策にも有効である。</p> <p>●我が国は、予算委員会の副委員長を務める(現在委員長ポストは空席)等、ECTの意思決定に関する議論に積極的に関与している。また、2016年はエネルギー憲章会議の議長国を務め、11月には東京でエネルギー憲章会議(閣僚級)を主催する。同会議を通じてG7議長国としてのエネルギー分野での成果を発信し、エネルギー需要の高まるアジア諸国等をECT加入促進に向けた働きかけを強化することで、安定的なエネルギー市場環境整備を目指すことは我が国のエネルギー安全保障の観点からも有効である。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>●ECTは過去12年にわたり名目ゼロ成長(ZNG)の予算を組んで対応しており、実質的に活動予算が逼迫傾向にあるところ、ルスナック事務局長の下、人件費削減や事業効率化に取り組んだ結果、2016年予算では前年比9%減となった。また、事務局改革に取り組んだ実績等が評価され、ルスナック現事務局長の再任が決定された(任期は2017年1月から5年間)。引き続き事務局と緊密な連絡を通じて適切な事務局運営及び予算管理が行われるよう努めていく。</p> <p>●財務状況や会計報告を含む外部監査結果は年1回締約国に対して示されるとともに、年2～3回開催される予算委員会を通じてその時点における収支状況について報告がなされている。我が国は予算委員会の副委員長(現在委員長は空席)として予算委員会の円滑な議事進行をはかるとともに、事務局に対して適切な予算執行が行われるよう助言している。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	<p>●事務局の正規職員は21名であり、邦人職員はゼロではあるが、ECTの法律諮問委員会に日本人法学者1名が就任しており、また、田中伸男元IEA事務局長をECT特使としている。また、現在、事務局には、経産省からオランダの大学院に留学中の職員がフェローとして勤務している(過去には日本人大学院生がインターンとして事務局に勤務)。</p> <p>●今後の課題としては、投資仲裁等の専門知識を有する邦人職員の同事務局への派遣などが挙げられる。</p>				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>●本拠出は以下の形でPDCAサイクルを確保。我が国としては予算委員会副委員長として事務局の適切な事務運営を求め、また主要拠出国として適切かつ効率的な予算執行を事務局に求めている。</p> <p>①計画段階(Plan): 予算委員会にて事務局予算案及び事業計画案を精査。憲章会議において予算案(及び締約国分担金額)及び事業計画案の承認。これらにおいて我が国の関心や優先事項をインプット。</p> <p>②実施段階(Do): 我が国の分担金を支出し、事務局による予算執行、事業実施をモニタリング。予算委員会においてその時点での執行状況等について事務局から報告がある。</p> <p>③評価段階(Check): 内部・外部監査報告書により運営活動の成果を評価し、予算委員会等各会合において事務局活動を検証。</p> <p>④フォローアップ段階(Act): 各会合における評価や提言等を踏まえ、事務局が今後の事業計画等を策定する際に我が国としても必要に応じ改善を提案し、今後の予算案及び事業計画案に反映する。</p>				
担当課・室名	経済安全保障課				